

広島県告示第五百五号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定によって、港湾施設の使用料及び入港料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和六年五月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 委託した使用料及び入港料の徴収事務

1 平成十七年広島県告示第千三百号（広島県港湾施設管理条例の規定により知事が指定管理者に管理させる港湾施設）で定める第一号の表の港湾施設に係る目的外使用料

2 次に掲げる施設に係る通常使用料及び目的外使用料

（広島港）

施設の種類	施設名	所在地番	備考
臨港交通施設	廿日市マイナス七・五メートル岸壁	広島市佐伯区五日市港四丁目一四番	国有施設
	廿日市昭南岸壁	廿日市市木材港南一三四六番地先 同一三五〇番地先	国有施設
	廿日市一号ドルフィン	廿日市市木材港南一三四四番地先	国有施設
	廿日市二号ドルフィン		国有施設
	廿日市三号ドルフィン		国有施設
	廿日市四号ドルフィン		国有施設
	五日市マイナス七・五メートル岸壁	広島市佐伯区五日市港三丁目二番	国有施設
	五日市マイナス一メートル岸壁	広島市佐伯区五日市町地先	国有施設
	五日市マイナス二メートル岸壁		国有施設
	宇品外貿埠頭岸壁第一バース		国有施設
	宇品外貿埠頭岸壁第二バース	広島市南区宇品海岸三丁目四番九三 外に接する国有地地先	国有施設
	宇品外貿埠頭岸壁第三バース	広島市南区宇品海岸三丁目一三〇四 番一九外地先	国有施設
	宇品外貿埠頭岸壁第四バース	広島市南区宇品海岸三丁目一三〇四 番二〇外地先	国有施設
	宇品外貿埠頭岸壁第五バース	広島市南区宇品海岸三丁目一三〇三 番二一	国有施設
新八幡川橋	広島市佐伯区海老山南二丁目一七番 一地先	国有施設	

（福山港）

施設の種類	施設名	所在地番	備考
係留施設	箕沖マイナス一〇メートル岸壁第一バース	福山市箕沖町一〇八番六	国有施設

箕沖マイナスー〇メートル岸壁第二バース延伸部	福山市箕沖町一〇八番八地先	国有施設
------------------------	---------------	------

(尾道糸崎港)

施設の種別	施設名	所在地番	備考
係留施設	南松永西三号岸壁	福山市南松永町四丁目八七番	国有施設
	南松永西ドルフィン	福山市南松永町四丁目八七番地先	

3

次に掲げる施設に係る目的外使用料

(広島港)

施設の種別	施設名	所在地番
外郭施設	廿日市市木材港第一防波堤	廿日市市木材港南一三四四番 同一三四五番
	廿日市市木材港第二防波堤	同一三四六番地先海面
	廿日市市木材港第三防波堤	
	廿日市市木材港第四防波堤	廿日市市木材港北一〇八五番地先海面
	廿日市市木材港分離堤一	
	廿日市市木材港分離堤二	廿日市市木材港北一三四四番地先海面
	昭南新開一号護岸	廿日市市木材港南一三四八番 同一三五一番地先海面
	昭南新開二号護岸	廿日市市木材港南一三四五番地先海面
	昭南新開三号護岸	廿日市市木材港南一三四八番地先海面
	昭北新開一七号護岸	廿日市市木材港北一〇八一番九 同一〇八四番二外
	昭北新開二七号護岸	廿日市市木材港北一〇七一番
	昭北新開一八号護岸	廿日市市木材港北一五番 同一六番地先
	昭北新開一九号護岸	広島市佐伯区五日市港四丁目一四番
	昭北新開二二号護岸	広島市佐伯区五日市港四丁目一三番七
	観音西防波堤	広島市西区観音新町四丁目二八七四番八六地先
	観音東浮防波堤	
	観音南防波堤	
	観音南三号護岸	広島市西区観音新町四丁目二八七四番八四 同八六
	観音南四号護岸	
	観音南五号護岸	
	観音南六号護岸	広島市西区観音新町四丁目二八七四番八六
	観音南七号護岸	
	観音マリーナ公園西突堤	広島市西区観音新町四丁目二八七四番八四地先
	観音マリーナ公園東突堤	
	出島西四号護岸	広島市南区出島二丁目一番一二地先
	出島西七号護岸	広島市南区出島二丁目二五番

(福山港)

施設の種別	施設名	所在地番
外郭施設	沖浦二号護岸	福山市引野町沖浦五八四五番 同五八三二番
	沖浦三号護岸	同五八二六番 同五八二五番二

令和六年四月一日（令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで）